

児童館ガイドライン検討委員会
報告書

平成23年3月28日
児童館ガイドライン検討委員会

児童館ガイドライン検討委員会報告書

- 1 検討委員会の趣旨
- 2 児童館ガイドラインの必要性
- 3 検討委員会の検討内容
- 4 児童館ガイドラインの特徴と活用
(別添1) 児童館ガイドラインの項目
- 5 児童館ガイドラインの内容
(別添2) 児童館ガイドライン
- 6 子どもの健全育成上の課題
(別添3) 子どもの健全育成上の課題について
- 7 検討委員会委員名簿、検討委員会開催経過
(別添4) 児童館ガイドライン検討委員会委員名簿
児童館ガイドライン検討委員会開催経過
- 8 おわりに

1 検討委員会の趣旨

平成21年の児童館数は4,360館（厚生労働省・社会福祉施設等調査より）であり、近年の状況をみると、その総数は減少傾向にある。

本検討委員会では、児童館の機能・役割や活動内容等を検討し、地域において児童館が果たすべき役割等を明確化することにより、地域における子どもたちの遊び環境の充実と児童館の活性化、そして地域児童の健全育成の推進が図られることを目的として検討を行ってきた。

その検討内容は、全国の児童館の運営や活動がある程度同様に充実を図ることをめざした「児童館ガイドライン」の内容の検討と、「子どもの健全育成上の課題」についての議論から、今後、検討すべき課題を明らかにすることであり、それらの検討結果についてまとめたものである。

2 児童館ガイドラインの必要性

近年、児童の健全育成の中核をなすべき児童館活動の低下が危惧されており、地域における児童の健全育成を図る観点から、児童館の機能や役割について理解・確認し、地域の児童福祉の拠点である児童館機能を再興する必要がある。

「児童館ガイドライン」を作成し、地域における児童館の具体的展望を示すことは、今後の児童健全育成施策の活性化を促す上で重要な意義があると考えられる。喫緊に必要な主な理由としては、以下のような事項がある。

- 地域の児童館が、本来の機能・役割を十分に発揮していないことや自治体の財政の緊迫化等から、廃止や転用といった動きがある。
- 児童館の運営の民営化が進むなか、様々な団体等の運営により、充実した活動プログラムの実施や施設の有効活用など従前より児童館の有用性という観点から向上している部分もある一方で、児童福祉施設としての児童館のあり方や本来機能・役割の発揮という観点から、児童館運営の改善が求められているという課題もある。
- 子どもの遊びの状況は、体験活動や集団での遊びの機会が減少し、子どもが本来、遊びを通して培ってきた自主性や社会性、創造性といったものが十分に得られていない。

3 検討委員会の検討内容

「児童館ガイドライン検討委員会」では、平成23年2月7日（月）から全3回の検討委員会（第3回は文書審議）と2回のワーキングチーム会合を開催し、次の事項について検討を進めてきた。（第3回の検討委員会は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の発生により、検討会を中止し、文書審議とした。）

(1) 児童館ガイドラインに盛り込むべき内容について

- ・児童館運営の理念と目的
- ・児童館の機能・役割
- ・児童館の活動内容
- ・児童館と学校・家庭・地域との連携
- ・児童館の職員
- ・児童館の運営

児童館ガイドラインに盛り込む項目は、全部合わせて別添1のとおりである。

(別添1) 児童館ガイドラインの項目

(2) 子どもの健全育成上の課題について

- ・大型児童館や児童遊園の機能・役割の整理、機能強化について
- ・児童福祉法第40条の規定について、地域の子どもと子育て環境全体から見直し再構成するべきである。
- ・要保護児童に対して支援する児童館の役割や新たな仕組みや専門家の整備が必要である。
- ・子どもの健全育成にかかわる全国組織と国とが協働し、社会や企業等に対する発信機能を高めていく方策が必要である。

4 児童館ガイドラインの特徴と活用

- (1) 検討委員会での検討・議論の成果として「児童館ガイドライン」をとりまとめた。

(別添2) 児童館ガイドライン

- (2) 検討委員会で作成した「児童館ガイドライン」は、児童館職員及び自治体の担当者等を対象とした。

- (3) 「児童館ガイドライン」を踏まえ、各市町村で地域の特性に応じた指針を作成する場合の参考となるよう示したものを。

5 「児童館ガイドライン」の内容

児童館の望ましい運営や活動が行われるよう、ガイドラインに次のような事項・内容を明記した。

(1) 児童館運営の理念と目的

- ・児童館の本来機能について理解できるよう、「児童福祉法総則」を引用し、ガイドラインの最初に理念として位置づけた。

(2) 児童館の機能・役割

- ・子ども・子育て家庭への支援を児童館の機能・役割とした。

(3) 児童館の活動内容

- ・子どもや保護者と接することも多く、児童虐待防止の観点から、児童館職員が関係機関と協力しながら継続的に支援していくことを明記した。

- ・子どもの自発的活動を促進するねらいから、進んで子どもが意見を述べる場の確保に留意した。
- (4) 児童館と家庭・学校・地域との連携
 - ・児童館において、子どもの健全育成、問題発生予防の観点から、積極的に家庭・学校・地域と連携しながら子どもへ援助していくことが必要であることを明記した。
- (5) 児童館の職員
 - ・児童館には、館長が必要であり、利用者からの苦情や要望への対応をするなど、主な仕事を具体的に明記した。
- (6) 児童館の運営
 - ・児童館の職員として「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置する他、児童館は地域において児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮することが必要であることを明記した。

本検討委員会で作成された「児童館ガイドライン」の活用により、全国の児童館で望ましい運営と活動の充実を図り、地域の子どもたちの健全な育ちを総合的に支援していけるよう期待する。

6 子どもの健全育成上の課題

子どもの健全育成に関する児童館の役割については、本検討会において児童館ガイドラインにまとめることができた。ここでは広く今後の課題も含め、委員から出された意見をまとめた。

今後、これらの課題について議論の場が必要である。

(別添3) 子どもの健全育成上の課題について

なお、政策提言における主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 児童厚生施設には、小型児童館・児童センターの他に、大型児童館や児童遊園がある。それらの機能・役割についても整理し、現状と併せて検討する必要がある。
- (2) 児童福祉法第40条の規定を小中学校区など、地域の子どもと子育て環境全体を視野に入れた規定に再構成すべきである。なお、児童遊園の規定については、プレイパークや冒険遊び場なども施策に取り込んだ規定に見直す必要がある。
- (3) 家庭に居場所を見い出せない中高生などの年長児童や、夜間長い時間をひとりで過ごさざるを得ない子どもに対する生活支援を、要保護児童対策地域協議会の中に組み入れるとともに、そのことに対応する新たな仕組みを検討する必要がある。また、児童館が要保護児童対策地域協議会の一員となって支援することや、ストリートエデュケーターやユースワーカー等といった専門家・ボランティアの整備等も考える必要がある。
- (4) 子どもの健全育成にかかわる全国組織の交流と緩やかな組織化を図り、国と協働して社会や企業等に対する発信機能を高めていく方策を検討する必要がある。

7 検討委員会委員名簿、検討委員会開催経過
(別添4) 児童館ガイドライン検討委員会委員名簿
児童館ガイドライン検討委員会開催経過

8 おわりに

本検討委員会において作成した「児童館ガイドライン」は、児童館の機能・役割を具体的に示し、運営や活動が推進されることを目的としたものであり、全国の児童館で活用されることを望む。なお、本ガイドラインも児童館の利用状況や今後の施策の動向等を見据え不断に見直していくことも必要である。

本検討委員会は、全ての関係者が本報告書の方向性を理解し、地域児童の健全育成について最善を尽くすことを期待する。

(別添1)

児童館ガイドラインの項目

- 1 児童館運営の理念と目的
 - (1) 理念
 - (2) 目的
- 2 児童館の機能・役割
 - (1) 発達の増進
 - (2) 日常の生活の支援
 - (3) 問題の発生予防・早期発見と対応
 - (4) 子育て家庭への支援
 - (5) 地域組織活動の育成
- 3 児童館の活動内容
 - (1) 遊びによる子どもの育成
 - (2) 子どもの居場所の提供
 - (3) 保護者の子育ての支援
 - (4) 子どもが意見を述べる場の提供
 - (5) 地域の健全育成の環境づくり
 - (6) ボランティアの育成と活動
 - (7) 放課後児童クラブの実施
 - (8) 配慮を必要とする子どもの対応
- 4 児童館と家庭・学校・地域との連携
 - (1) 家庭との連携
 - (2) 学校との連携
 - (3) 地域との連携
- 5 児童館の職員
 - (1) 館長の職務
 - (2) 児童厚生員の職務
 - (3) 児童館の職場倫理
 - (4) 児童館職員の研修
- 6 児童館の運営
 - (1) 設備
 - (2) 運営主体
 - (3) 運営管理
 - ①開館時間
 - ②利用する子どもの把握・保護者との連絡
 - ③運営協議会等の設置
 - ④運営管理規定と法令遵守
 - ⑤安全対策・緊急時対応
 - ⑥防災・防犯対策
 - ⑦要望、苦情への対応
 - ⑧児童館の職員体制と勤務環境の整備

(別添 2)

児童館ガイドライン

1 児童館運営の理念と目的

(1) 理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

(2) 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

2 児童館の機能・役割

(1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

(2) 日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

(3) 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

(4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

(5) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

① 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

② 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

(2) 子どもの居場所の提供

- ① 子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。
- ② 子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

(3) 保護者の子育ての支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。
- ④ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

(4) 子どもが意見を述べる場の提供

- ① 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるよう配慮すること。
- ② 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童（以下、「年長児童」という）が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。
- ③ 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

(5) 地域の健全育成の環境づくり

- ① 児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- ② 地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

(6) ボランティアの育成と活動

- ① 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
- ② 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③ 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。

(7) 放課後児童クラブの実施

- ① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドライン

に基づいて行うよう努め、その際、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。

ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。

イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

(8) 配慮を必要とする子どもの対応

① 障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。

② 家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。

③ 子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

4 児童館と家庭・学校・地域との連携

(1) 家庭との連携

① 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

② 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

(2) 学校との連携

① 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。

② 子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

(3) 地域との連携

① 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。

② 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。

③ 児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機

関との連携・協力関係を築いておくこと。

5 児童館の職員

(1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 児童館の運営を統括する。
- ② 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③ 子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤ 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

(2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤ 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥ 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

(3) 児童館の職場倫理

- ① 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- ② 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ウ 個人情報取り扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

(4) 児童館職員の研修

- ① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- ② 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- ③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

6 児童館の運営

(1) 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- ① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。
 - ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。
 - イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。
 - ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。
- ② 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

(2) 運営主体

- ① 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- ② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

(3) 運営管理

① 開館時間

- ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

② 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

③ 運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、学校教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報等の法令遵守に努めること。

⑤ 安全対策・緊急時対応

ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

⑥ 防災・防犯対策

ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅時の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

⑦ 要望、苦情への対応

ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。

イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

⑧ 職員体制と勤務環境の整備

ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

イ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるよう、その環境の整備に留意をすること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮をすること。

※用語等について

- ・この「児童館ガイドライン」は、「小型児童館」と「児童センター」を主な対象として作成してある。
- ・児童福祉施設最低基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」は、ここでは「児童厚生員」とした。
- ・「地域組織活動」とは、母親クラブ・子育てサークル等の、児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による活動を言う。

(別添3)

子どもの健全育成上の課題等について

- (1) 今後、歴史・文化・経済を共有する広域地域において、子どもの措置に格差を出さないような配慮が必要となる。都道府県の大型児童館のあり方と、設置推進についてぜひ検討願いたい。
- (2) 児童館活動とは、決して館内活動だけを意味しない。子どもは、身体的発達のためにも外遊びを豊かに行き、風雨寒暖の激しい時に、室内にて遊びを凶るべきことと想定されている。昨今の子ども達の身体発達の未熟さ、社会性の希薄さ等々を鑑みたとき、改めて児童遊園や外遊びのあり方についての検討が必要である。
- (3) 児童遊園については、地域空間における遊び場全般についての記述に改めるよう検討が必要である。
- (4) 子ども・子育ての直面する課題は、進行する少子化問題と増大する子育てへの負担感であり、子どもの心の育ちも問題である。従って、今まで以上に、子育て支援の充実と子どもの健全育成の推進が必要となっている。
- (5) 「児童の遊びを指導する者」と児童福祉施設最低基準にあるが、この記述だと一般に「遊び相手」「遊ばせ屋」という理解を招来する呼称であり、職員の意識の上でも児童福祉施設としての児童館を矮小化させ、モチベーションを下けている。以上から、職員の呼称は従前の「児童厚生員」と法令上保障すべきである。
- (6) 今後の児童館に求められる働きとして、子どもの生きる力の育成や次世代を育む親となるための支援が挙げられる。その一つとして、年長児童の居場所の確保が重要であり、学校や家庭と違った第三の居場所を提供していくことが大切である。
- (7) 地域における在宅の子育て家庭への支援の充実を凶るべきである。乳幼児をもつ在宅の保護者に対して交流や相談の場の提供をしていくことや、親たちのネットワークを育てていくことなどがさらに必要となる。
- (8) 児童館が、地域の子育て支援コーディネーターとして、積極的に学校・保育所・各団体等と連携を凶りながら、子育て支援の拠点としての機能を充実していくことが求められている。
- (9) 児童館のもつ福祉的機能について、働く職員や行政組織の認識を深める必要がある。
 - ・虐待の発見と子どもと保護者への支援・障害児の地域の居場所
 - ・保護者を対象にした相談機能(気軽に子どもの年齢を問わずに相談に応じること)など。
- (10) 児童館は子どもの育ちを支える遊びの空間を守るところであるべきである。自由な遊びを保障するところである。「自由に」とは、地域のすべての児童がつながる可能性をもち、自発性、自主性が尊重され、社会性の発達に見合った活動の支

援がなされていることを意味する。さらに、子どもの権利の尊重も十分になされるべきである。

- (11) 児童館は地域社会と子どもとのつなぎ役を果たすところである。地域全体の問題を視野に入れ、職員が街の実態（地域の遊び場、地域活動団体、防災、環境等の組織活動）を知ることが大切である。単に子どもの指導者としての専門性にとどまらず、子どもの地域での遊び活動のコーディネーターとして、協働体制を広げる役割を果たせることが望ましい。人と人をつなぐことが大切である。
- (12) これからの児童館は、「小中学校区域などの地域の子ども・子育ての環境全体を視野に入れ、そのエリア内の子どもの育ちや子育てを支援するセンターとしての役割」を模索すべきである。とくに、家に居場所のない子どもを視野に入れる必要があり、そのためには、児童厚生員はコーディネーターの資質を持つことが強く期待される。
- (13) 地域の大人が子どもの姿に感動できる機会を作ることによって、保護者以外にも子どもの育ちを待てる、励ます、見守れるような大人を育て、このことが「次世代を育成するまちづくり」にもつながるはずである。
- (14) ボランティア研修について、児童館が単館ごとに実施するのではなく、広域で実施し、交流の実践としても行われると充実できる。児童館職員は、ボランティアコーディネート研修が必要である。また、今後は、育成するボランティアだけでなく学生の職場体験・企業の社会貢献・専門性をもったボランティア等、新たな関わりにも開かれていることが大切である。そのような人たちに、児童館の企画や運営に協力してもらえよう調整していくことも必要である。
- (15) 児童福祉法の規定を、小中学校区など地域の子どもと子育ての環境全体を視野に入れた規定に再構成するべきである。また、児童遊園の規定を見直し、プレイパークや冒険遊び場なども施策に取り込んだ規定とし、助成の道を開くこと。
- (16) 児童福祉法理念規定の中に、子どもの生存、発達、及び自立に関する固有の権利を積極的に保障する趣旨の条項を設けること。また、第2項として、子どもの遊ぶ権利を規定すること。
- (17) 児童福祉施設最低基準の児童厚生施設部分について、児童館ガイドラインの趣旨を生かした修正を行い、また、実施要綱等の見直しも進める必要がある。
- (18) 児童厚生員の資格に社会福祉士を明確に位置付けるとともに、児童厚生員の専門性について家庭基盤の脆弱な子どもに対応できるソーシャルワークの専門性を強化すること。
- (19) 児童館には、親と子、地域社会の3者の媒介を担う機能が不可欠である。親と子、子と子、親子と地域社会、それぞれの媒介を担うことによってつながりを再生する専門職(児童厚生員)がいる「居場所」(館)としての児童館が必要とされる。家に帰

れない、家に帰っても居場所のない子どもたちの生活を支援する機能があってこそ
の「館」であり、それがなければ遊びの支援という「機能」があればいいこととな
る。適正配置も議論すべきである。児童館が「館」であることの意味を再確認すべ
きである。

- (20) 夜、家の中で一人で過ごす時間の長い子どもの実態把握と生活支援のための仕組
みやプチ家出等にみられる家庭に居場所を見い出せない中高生などの年長児童に対
する支援が必要となっている。児童館が要保護対策地域協議会の一員となって支援
することや、ストリートエデュケーターやユースワーカー等といった新たな仕組み
や専門家、ボランティアの整備等も考える必要がある。
- (21) 放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室を「子ども・子育て新システム」
にしっかりと位置付けることが必要である。
- (22) 地域における子ども育成活動は、児童厚生施設等の公的施設・機関、社会福祉協
議会、児童厚生員、主任児童委員等の公的ボランティア、地域子ども会や母親ク
ラブ等の地域組織、住民主体型地域自主活動、企業、ボランティア、NPO 等により
展開されている。具体的活動としては、子どもの遊び場、遊びの機会の確保、キャ
ンプ、世代間交流活動、地域の安全点検・交通安全巡回等の事故防止活動、有害環
境浄化、非行防止等の活動が展開されている。特に近年では、放課後等における子
どもの安全確保も大きな課題となっている。これらの団体や活動の相互交流も必要
ではないか。
- (23) 児童健全育成推進財団、児童育成協会、こども未来財団などが中心となり、こう
した全国組織の交流と緩やかな組織化を進め、国と協働して社会や企業等に対する
発信機能を高めていくことが必要ではないか。
- (24) 児童育成サービスに関する理念、制度、方法を一体として検討する場が政府に必
要と考える。
- (25) 児童福祉や教育の目標の中に「子どもの自立」を据え、子どもが世代や立場を超
えた様々な人たちに受容され、依存できる関係を再生すべきである。親以外の人た
ちに甘えたり、世話をされる経験を持つことは、家庭の外の世界に踏み出していく
大切なステップにもなる。
- (26) 近年、ユニセフやその他の複数の調査によって、日本の子どもの孤立感が高かつ
たり自己肯定感が低いことが明らかになっている。社会に対する信頼感が希薄な子
どもは、「自立」という船出を控えて強い不安感を経験することになる。不登校や
ひきこもりの背景にあるそのような心理を理解し、子どもの育ちを社会全体で支え
ることが必要なのではないか。
- (27) 核家族が主流となり、地域の社会関係が希薄になりつつある中、家庭の孤立化が
進行している。まずは、保護者も、子どもも、地域の人たちも、個々人が無理の
ない範囲で自然に、日常的に交流できる場として、施設(児童館等)を社会化する

ことから始めてはどうか。そして、そのような交流の場に、現代の子育ての背景をよく理解し、親の気持ちに寄り添える支援者の存在が重要であろう。地域の児童館には、児童福祉の予防的機能として、そのような働きを期待したい。

(別添4)

児童館ガイドライン検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職
岡 健	大妻女子大学大学院・准教授
◎柏女 霊峰	淑徳大学・教授
※鈴木 一光	財団法人児童健全育成推進財団・理事長
高橋 克法	栃木県高根沢町・町長
※中川 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟・統括監
根津久美子	茨城県地域活動連絡協議会・会長
※野中 賢治	鎌倉女子大学・非常勤講師
※保志 幸子	港区子ども家庭支援センター・所長
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット・代表
渡辺顕一郎	日本福祉大学・教授

(五十音順・敬称略)
◎は座長
※はワーキングチームメンバー

児童館ガイドライン検討委員会開催経過

- 2月 7日 (月) 第1回検討委員会
【議題】 児童館ガイドラインの項目・内容について
- 2月16日 (水) ワーキングチーム会合
【議題】 児童館ガイドラインの修正作業
- 2月18日 (月) 第2回検討委員会
【議題】 児童館ガイドラインの内容について
子どもの健全育成上の課題等について
- 3月 8日 (火) ワーキングチーム会合
【議題】 児童館ガイドラインの修正作業
子どもの健全育成上の課題の整理
- 3月18日 (金) 第3回 (文書審議)
【議題】 検討会のまとめ